

定例理事会 議事録

- 日時：2026年3月10日 19:30～21:15
- 開催場所：あおば薬局戸田公園
- 参加者：武長、野口、芹澤、小林、中川、染川

議題1：医薬品供給体制強化事業において2月以降に稼働を開始した薬局のシステム導入費用の考え方と補助金について

要約

今後のシステム導入希望薬局に対するアカウント登録料（約2,000円/件）の負担について、薬剤師会が負担するのか、各薬局に請求するのかを審議しました。事務手続きの煩雑さを避け、薬剤師会のホームページ掲載（非会員は年間6万円）を参加条件とすることで、費用は薬剤師会が負担する方針で決定されました。また、関連する補助金（1万円/件）の支出手続きについても、総会決議は不要と確認されました。

話者毎の主張

- 理事（問題提起・提案）
 - 問題提起：今後発生するアカウント登録料（1,980円/件）を薬剤師会で負担し続けるか、薬局に請求すべきか明確にしたい。
 - 提案：事務的な手間を考慮すると、個別に請求するよりは薬剤師会で負担する方が効率的である。その代わりに、本システムへの参加条件として、薬剤師会のホームページへの掲載を必須とする。これにより、非会員薬局からは年間6万円の掲載料を徴収しているため、登録料を別途請求せずとも理屈が立つ。
 - 依頼：1月末までに登録した10薬局に対し、1件1万円の補助金を2月中に振り込みたい。この支出は県薬に基づく補助金で賄うため、総会決議は不要との見解である。
- 理事（意見・質問）
 - 意見：会員の薬局からは負担してもらい、非会員の薬局には請求するという案を提示。
 - 質問：計画外の補助金支出にあたるが、総会での決議は不要なのか、手続きの正当性を確認したい。

決定事項

- 今後発生するシステムのアカウント登録料（1,980円/件）は、薬剤師会が負担する。
- ただし、本システムへの参加は、薬剤師会のホームページに薬局情報を掲載していることを必須条件とする。
 - 会員薬局：無条件で薬剤師会が負担。
 - 非会員薬局：年間6万円のホームページ掲載料を支払っていることを条件に、薬剤師会が負担。
- 1月末までに申請のあった10薬局への補助金（総額10万円）は、理事会決議をもって執行を承認する。

今後の課題・TODO（時系列順）

1. 1月末までに登録を済ませた10薬局に対し、補助金1万円を2026年2月中に振り込む。
2. **【全理事】** 今後、未加入の薬局から参加希望があった際に、今回の決定事項（ホームページ掲載が参加条件であること）を統一された見解として説明できるよう、経緯と理由を正確に理解しておく。

考慮すべき点・注意点

- 説明責任の重要性
 - 今回の決定（ホームページ掲載が参加条件）は、独自のルールです。今後、特に未加入の薬局から「なぜシステム利用に年間6万円のホームページ掲載が必須なのか？」と説明を求められる可能性があります。その際、「薬剤師会のアクションプランの一環であり、地域における医薬品供給体制構築のための取り組みである」という本来の目的と経緯を、誰が対応しても明確に説明できる準備が必要です。一貫性のある説明が、組織の信頼性を保ちます。

議題2：薬学生の実務実習体制の整備について

要約

薬学生の実務実習において、指導薬剤師の目が届かない場面（合同実習、学校薬剤師同行など）での事故発生時の責任の所在や対応体制が不明確であることが問題提起されました。学生の安全確保を目的とし、薬剤師会が主体となってルール作りを進める方針が確認されました。また、実務実習委員会の委員の定義が曖昧であるため、委員構成の見直しが必要であるとの認識で一致しました。

話者毎の主張

- 理事

- **問題提起**：指導薬剤師の目が届かない場所での実習における、制度的防衛（安全確保、トラブル対応窓口設置など）が必要である。現状では情報が不足しており、説明責任を果たせる状態でなければ判断はできない。
- **依頼事項**：実務実習委員会の委員構成が曖昧であるため、理事会で委員の定義を見直し、新たな枠組みを審議してほしい。これは**2026年6月23日開催予定の総会での公表**を目指したい。理事会と連携し、来年度（2027年度）からの実施に向けたルール作りを進めることへの承認を依頼。
- **理事**
 - **意見**：提起された問題（薬剤師会が指導薬剤師を把握できていない等）に同意。委員会の建て付け自体が根本的な問題であり、理事会で審議すべき内容をまずは共有する段階から始める必要がある。

決定事項

- 実務実習における制度的・組織的な問題（安全管理、責任所在、委員会構成）について、理事会で本格的に議論を進めていく。
- 本件は継続審議とし、性急な結論は避ける。
- 委員会の定義については、2026年4月～5月の理事会で方針を決定し、6月21日開催予定の総会に諮れるように準備を進める。

今後の課題・TODO（時系列順）

1. 【理事】薬剤師会の実務実習への関与、特に県薬や調整機構との関係性や責任範囲を各自で情報整理する。（次回理事会まで）
2. 【理事】関連資料を収集し、次会理事会で共有する。（次回理事会まで）
3. 【理事会】2026年4月～5月の理事会で実務実習委員会の定義や構成について方針を決定する。
4. 【理事会】2026年6月21日頃の総会で、決定した委員会の新たな枠組みを公表できるよう準備を進める。
5. 【実務実習委員会、理事会】2026年内を目途に、安全管理に関する具体的なルール案を策定し、最終決定する。
6. 【実務実習委員会】決定した新ルールに基づき、2027年度から実務実習を運営する。

考慮すべき点・注意点

- **個人情報の取り扱いと組織間の連携**
 - 会議内で「薬剤師会が指導薬剤師を把握できていない」という発言がありました。指導薬剤師のリストを作成・管理する際には、個人情報保護の観点から細心の注意が必要です。情報を収集する目的（例：「実務実習体制の整備のため」）を明確に伝え、本人の同意を得た上で適正に管理しなければなりません。安易な情報共有は個人情報保護法違反を問われるリスクがあります。
-

議題 3：訪問看護ステーションへの医薬品設置に関する対応について

要約

訪問看護ステーションへの緊急時医薬品設置案について、薬剤師会としての対応を議論しました。背景には、夜間対応をしない薬局への不信感があると指摘されました。安易な設置許可はせず、まずは地域の薬局が対応するという本来の形に誘導する方針を決定しました。

話者毎の主張

- 理事
 - **問題提起：** 薬剤師が夜間対応を断るなど、現場で信頼を損なう事例が根本的な問題である。
 - **依頼：** 薬剤師会への相談があった場合、地域の薬局が対応するよう誘導すべき。この件に関する対応方針を本日中に決定し、**2026年3月11日の午前中**に県薬へ回答する必要がある。
- 理事
 - **問題提起：** 医薬品を設置する場合の法的根拠や管理方法が不明確である。
 - **解決案：** 相談があった際は、まず担当の在宅訪問薬局と連携して対応を試みる。医薬品の設置は、あくまでも「最後の手段」と位置づけるべきではないか。

決定事項

- 訪問看護ステーションからの相談窓口を、地域連携担当の野口先生（ひつじ堂薬局）に設置する。
- 薬剤師会としての基本方針は、「まずは地域の薬局が責任を持って対応する」こととする。
- 訪看ステーションへの医薬品設置は「最後の手段」と位置づけ、安易に許可は出さない。
- この方針を2026年3月11日の午前中までに先方へ回答する。

今後の課題・TODO（時系列順）

1. 決定した対応方針を県薬へ回答する。（期限：2026年3月11日 午前中）
2. 【野口副会長（ひつじ堂薬局）】訪問看護ステーションからの相談窓口として対応を開始する。（期限：即時）

考慮すべき点・注意点

- 相談窓口における初期対応の重要性

- 他職種から不信感を持たれている状況で相談窓口を設ける場合、初期対応が今後の信頼関係を左右します。会議で言及されたように、行政が「明確に対応しない」スタンスを取るような対応では、相手は「やはり頼りにならない」と印象を悪化させます。まず相手の困り事を傾聴し、共感的な姿勢を示した上で、「どうすれば問題を解決できるか」という視点で代替案（担当薬局との連携強化など）を粘り強く提案していく必要があります。

議題 4：在宅医療における注射針・注射デバイスの廃棄問題について

要約

在宅医療で発生する使用済み注射針等の廃棄について、行政（戸田市）に対応を求めるための進め方を議論しました。市に法的回収義務がなく進展がなかったため、まずは市の考えを問う公式な質問状を提出する方針が決まりました。

話者毎の主張

- 理事
 - **問題提起**：昨年 10 月に年度内の結論を目指す方針だったが進捗がない。会員に何らかの回答を示すため、具体的なアクションの期限を決めるべき。
- 理事
 - **解決案**：市には法的義務がないため、直接要請は困難。まずは「この問題を市として把握しているか」「どう考えているか」を問う公式な質問状を作成・提出し、その回答をもとに次の対応を検討するのが現実的。

決定事項

- 野口先生が、行政（戸田市）へ提出する質問状の草案を作成する。
- 作成した草案を次回の理事会で審議し、承認されれば市へ提出する。

今後の課題・TODO

- **【野口副会長】** 行政（戸田市）への質問状の草案を作成する。（期限：次回理事会まで）

考慮すべき点・注意点

- 質問状の戦略的な作成
 - 行政へ質問状を送る際、単に「どうなっていますか」と問うだけでは「所管外です」という形式的な回答で終わるリスクがあります。質問状には、①市民の安全・公衆衛生の視点（例：子どもの誤穿刺事故リスク）、②他市の先

進事例、③薬剤師会としての協力姿勢、などを盛り込むことが有効です。これにより、行政側も「共に解決すべき地域の課題」として捉え、前向きな対話につながる可能性が高まります。

議題 5：理事会の運営と今後の体制について

要約

理事会運営の効率化のため、連絡手段を NCS に一本化することが決定しました。また、来年度の理事会日程は金曜日開催で調整を進めることになりました。さらに、活動が停滞している危機管理・防災委員会について、次回理事会で運営方法を正式に議論することが決まりました。

話者毎の主張

- **理事**
 - **表明・提案**：次期会長をもう一期務めることを表明。理事会開催曜日を、芹澤先生の都合を考慮し火曜日から金曜日への変更を提案。
 - **問題提起**：MCS 上での議決を正式な議事録として扱えるか、技術的な確認が必要。危機管理・防災委員会の運営方法（時間確保等）を次回理事会で議題として取り上げたい。
- **理事**
 - **提案・依頼**：連絡手段の MCS への一本化を提案。危機管理・防災委員会（特に安否確認システム導入）の活動が停滞しており、理事会内での時間確保が別枠での委員会開催を強く要請。

決定事項

- 理事会関連の連絡（招集、資料共有等）は、原則として MCS に一本化する。
- 2026 年度総会は 2026 年 6 月 23 日(火)に開催する。
- 次回理事会にて、危機管理・防災委員会の活動を本格化させるための運営方法を正式な議題として取り上げる。

今後の課題・TODO（時系列順）

1. **【理事】** NCS 上での議決内容を正式な議事録として保存・出力できるか、その技術的な方法を調査する。（期限：次回理事会まで）
2. **【担当理事】** 危機管理・防災に関する課題（安否確認システム等）を整理し、次回理事会での提案を準備する。（期限：次回理事会まで）
3. **【理事】** 地域連携委員会の事業計画案を作成し、早急に提出する。

4. 【理事】理事会を金曜日に変更することについて、蒲田先生の都合を確認する。
(期限: 次回理事会までの早い時期)
5. 【理事】蒲田先生の意向を踏まえ、2026年度の年間理事会日程を再検討し、理事へ通知する。

考慮すべき点・注意点

- デジタルツール利用時のコンプライアンス
 - MCSのようなデジタルツールで議決を行うことは効率的ですが、それが法的に有効な「理事会議事録」として認められるかが重要です。法人法などでは、議事録に必要な記載事項や署名・記名押印が定められています。単なるチャット履歴のスクリーンショットでは要件を満たせず、決議が無効と判断されるリスクがあるため、法的な要件をクリアできる運用方法の確立が必要です。
-

今回の会議で決定に至らなかった事項・保留事項

- 実務実習委員会の具体的な委員の定義や選出方法。
- 来年度の理事会開催日程（金曜日開催を軸に検討を進めるが、蒲田先生の都合を確認する必要があるため最終決定は保留）。
- MCSでの議決を正式な議事録とするための具体的な運用方法。
- 指定訪問看護事業者における医薬品の取り扱いに関する、会としてのより具体的な対応方針。